ひとり親家庭等医療費【償還払いの説明】

1．医療費を申請する際は

●申請に必要な書類

- 申請書（用紙は、子育て支援課または各支所にあります。またＨＰにも掲載しております）
- 領収書原本（**保険適用分のみ対象**です。例えば予防接種代などの保険適用外分は給付対象外です）
- 受給資格証（ピンク色）

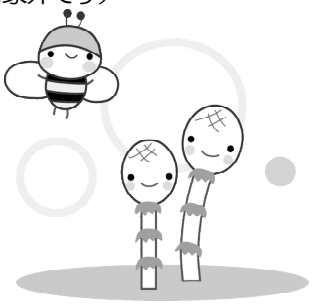

※領収書は、**月別・個人別・病院（調剤薬局）別に分けて、申請書に添付**してください。
※同じ医療機関でも、**「医科と歯科」は別の医療機関扱い**になります。

※次のような場合は申請書に医療機関・調剤薬局の証明をもらって下さい。

- 領収書を紛失した場合
- 保険診療と自費診療の区別がつかない領収書の場合
- 領収書に未収金があった場合

※受給資格有効期間に限り、病院を受診した翌月から２年間の領収書について医療費を申請できます。

◇◇次の場合には、先に加入医療保険への手続きが必要になります◇◇

1．医療費全額（１０割）支払った場合や治療用装具を購入した場合

加入医療保険へ保険負担分の払戻し申請をし、保険負担分の支給を受けた後、加入医療保険からの「**支給決定通知書**」と上記に記載している申請に必要な書類を持って、ひとり親医療費の申請をしてください。

2．加入医療保険の高額療養費及び療養付加給付制度に該当する場合

先に加入医療保険へ高額療養費・療養付加給付金の申請をしてください。その後、加入医療保険からの「**支給決定通知書**」と上記申請に必要な書類を持って、ひとり親医療費の申請をしてください。

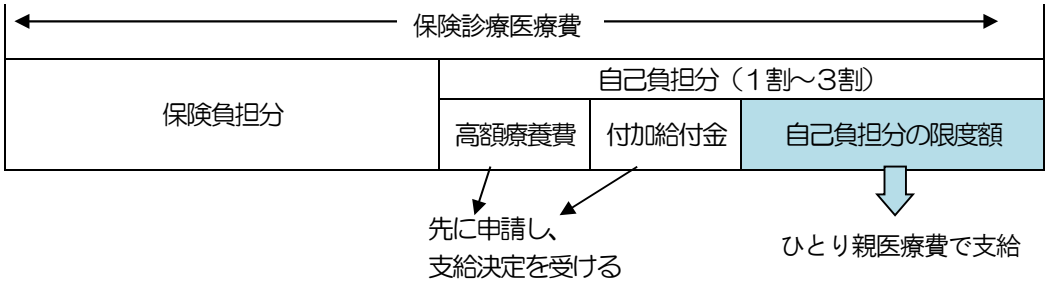

※　ひとり親医療費の申請には原則、領収書の原本が必要ですので、加入医療保険側から返付してもらってください。

※　高額療養費等の決定は申請してから３ヶ月以上かかる場合があります。決定通知を確認するまでひとり親医療費も申請できないのでご注意ください。

※　医療機関窓口での支払が限度額までとなる「限度額適用認定証」の交付を、あらかじめ加入医療保険へ
申請していただくことをおすすめします。

2．医療費申請の締日・振込日

締日は毎月１０日、振込日は月末となっています。
（締日及び振込日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日に変更）
毎月１０日までに申請できるのは、前の月分までです。

申請書記入方法

様式第７号（第８条関係）

ひとり親家庭等医療費給付申請書

令和　　年　　月　　日

五所川原市長

【申請者】住所

氏名

令和　　年　　月分の医療費を申請します。

受診者氏名	生年月日		受給者番号（7ケタ）
	昭・平・令　　年　　月　　日		
被保険者（等）記号・番号	記号	保険種別	協会・健組・共済 国保・国組
	番号	保険者名	
支払金融機関	銀行　　支店		口座番号

保険医療機関等証明欄	

※太枠内は申請者が記入してください。

提出日記入

忘れずに記入

７ケタの受給者番号を記入

・社保の場合
「協会けんぽ」
「〇〇健保組合」
「〇〇共済組合」等
・国保の場合
「五所川原市」

ここより上は申請者本人が記入して下さい。

「領収書を紛失した場合」
「レシートの場合」
「未収金があった場合」等、
保険診療と自費診療の区別がつかないものは、医療機関等にこの欄に証明してもらって下さい。